

## 資料2 新エネルギー関連の支援制度

### 1 太陽光発電、太陽熱利用

#### (1) 補助事業

	支援事業名	ページ
1	産業等用太陽光発電フィールドテスト事業	資-22
2	商店街・商業集積活性化事業	資-22
3	地域新エネルギー導入促進事業	資-22
4	新エネルギー事業者支援事業	資-23
5	災害対応型給油所普及事業	資-23
6	住宅用太陽光発電導入基盤整備事業	資-23
7	先導的高効率エネルギー利用型建築物モデル事業	資-24
8	次世代都市整備推進事業	資-24
9	省資源・省エネルギー公園の整備	資-24
10	社会福祉施設等施設整備費	資-24
11	環境を考慮した学校施設の整備推進に関するパイロット・モデル事業（エコスクール事業）	資-24
12	私立学校エコスクール整備推進モデル事業	資-25
13	地球温暖化対策地域推進モデル事業費等補助事業	資-25

#### (2) 融資制度

	支援事業名	ページ
14	環境保全資金融資	資-25
15	地域エネルギー開発利用事業及び発電事業普及促進融資	資-26
16	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）	資-26
17	環境対策（融資制度）	資-27
18	石油代替エネルギー資金（エネルギー貸付）	資-27
19	エネルギー貸付	資-27
20	環境共生住宅割増融資	資-28

#### (3) 税制措置

	支援事業名	ページ
21	ローカルエネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置	資-29
22	エネルギー需給構造改革投資促進税制	資-29

### 2 風力発電

#### (1) 補助事業

	支援事業名	ページ
1	地域新エネルギー導入促進事業	資-30
2	新エネルギー事業者支援事業	資-30
3	風力開発フィールドテスト事業	資-30
4	省資源・省エネルギー公園の整備	資-31
5	環境を考慮した学校施設の整備推進に関するパイロット・モデル事業（エコスクール事業）	資-31
6	私立学校エコスクール整備推進モデル事業	資-31
7	地球温暖化対策地域推進モデル事業費等補助事業	資-31

(2) 融資制度

	支援事業名	ページ
8	環境保全資金融資	資-32
9	地域エネルギー-開発利用事業及び発電事業普及促進融資	資-32
10	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）	資-33
11	環境対策(融資制度)	資-33
12	石油代替エネルギー-資金（エネルギー-貸付）	資-34
13	エネルギー-貸付	資-34

(3) 税制措置

	支援事業名	ページ
14	ロ-カエネルギー-利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置	資-34
15	エネルギー-需給構造改革投資促進税制	資-35

3 廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造(RDF)、バイオマス

(1) 補助事業

	支援事業名	ページ
1	地域新エネルギー-導入促進事業	資-36
2	新エネルギー-事業者支援事業	資-36
3	廃棄物発電開発費補助事業	資-36
4	先導的高効率エネルギー-利用型建築物エネルギー事業	資-37
5	省資源・省エネルギー-公園の整備	資-37
6	地球温暖化対策地域推進エネルギー事業費等補助事業	資-37

(2) 融資制度

	支援事業名	ページ
7	環境保全資金融資	資-38
8	地域エネルギー-開発利用事業及び発電事業普及促進融資	資-38
9	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）	資-39
10	環境対策(融資制度)	資-39
11	石油代替エネルギー-資金（エネルギー-貸付）	資-40
12	エネルギー-貸付	資-40

(3) 税制措置

	支援事業名	ページ
13	ロ-カエネルギー-利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置	資-40
14	エネルギー-需給構造改革投資促進税制	資-41

## 4 クリーンエネルギー自動車

### (1) 補助事業

	支援事業名	ページ
1	クリーンエネルギー-自動車普及事業	資-42
2	地域新エネルギー-導入促進事業	資-42
3	クリーンエネルギー-自動車普及基盤整備事業費補助[エコ・ステーション2000計画]	資-42
4	先駆的低公害車実用評価事業	資-43
5	トラックに対する低公害車導入促進事業	資-43
6	運輸事業振興助成交付金制度	資-43
7	低公害車の導入に係わる地方交付税及び地方債による財源措置	資-43
8	地球温暖化対策地域推進エネルギー事業費等補助事業	資-44
9	公害健康被害補償予防協会の環境改善事業	資-44
10	低公害車普及推進事業費補助	資-44

### (2) 融資制度

	支援事業名	ページ
11	環境保全資金融資	資-45
12	環境対策(融資制度)	資-45
13	石油代替エネルギー-資金(エネルギー-貸付)	資-45
14	エネルギー-貸付	資-46

### (3) 税制措置

	支援事業名	ページ
15	エネルギー-需給構造改革投資促進税制	資-46
16	低公害車用燃料供給設備の固定資産税の軽減	資-46
17	低公害車に係る自動車取得税の軽減措置	資-46
18	地価税	資-47
19	特別土地保有税の非課税制度	資-47
20	法人税	資-47

## 5 コージェネレーション、燃料電池

### (1) 補助事業

	支援事業名	ページ
1	先導的エネルギー-使用合理化設備導入エネルギー事業	資-48
2	地域新エネルギー-導入促進事業	資-48
3	新エネルギー-事業者支援事業	資-48
4	災害対応型給油所普及事業	資-49
5	先導的高効率エネルギー-利用型建築物エネルギー事業	資-49
6	次世代都市整備推進事業	資-49
7	環境を考慮した学校施設の整備推進に関するパイロット・エネルギー事業(エネルギー事業)	資-49
8	私立学校エネルギー整備推進エネルギー事業	資-49
9	地球温暖化対策地域推進エネルギー事業費等補助事業	資-50

(2) 融資制度

	支援事業名	ページ
11	環境保全資金融資	資-50
12	地域エネルギー・開発利用事業及び発電事業普及促進融資	資-51
13	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）	資-51
14	環境対策(融資制度)	資-52
15	石油代替エネルギー・資金（エネルギー・貸付）	資-52
16	省エネルギー・資金（環境対策貸付）	資-53
17	エネルギー・貸付	資-53

(3) 税制措置

	支援事業名	ページ
18	エネルギー・需給構造改革投資促進税制	資-54

## 6 その他

(1) 補助事業

	支援事業名	ページ
1	商店街・商業集積活性化事業	資-55
2	地域新エネルギー・導入促進事業	資-55
3	新エネルギー・事業者支援事業	資-56
4	地域新エネルギー・ビジョン等策定事業	資-56
5	新エネルギー・導入アトバイザリ事業	資-56
6	先導的高効率エネルギー・利用型建築物エネルギー事業	資-57
7	次世代都市整備推進事業	資-57
8	熱利用下水道モデル事業	資-57
9	省資源・省エネルギー・公園の整備	資-57
10	地球温暖化対策地域推進エネルギー事業費等補助事業	資-58

(2) 融資制度

	支援事業名	ページ
11	環境保全資金融資	資-58
12	地域エネルギー・開発利用事業及び発電事業普及促進融資	資-59
13	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）	資-59
14	環境対策(融資制度)	資-60
15	石油代替エネルギー・資金（エネルギー・貸付）	資-60
16	エネルギー・貸付	資-60

(3) 税制措置

	支援事業名	ページ
17	エネルギー・需給構造改革投資促進税制	資-61

記載内容は、平成12年3月の調査によるものである。

# 1 太陽光発電、太陽熱利用

## (1) 補助事業

支援制度名	産業等用太陽光発電フィールドテスト事業	
対象となる新エネルギーの種類等	①標準化推進型 10kW単位の標準ユニットを組み合わせた太陽光発電システムの導入（20kW以上が望ましい） ②新形態利用型 薄膜型太陽電池等の新技術を適用したシステム（原則10kW以上） 屋根、壁面等を利用のため、建材一体型太陽電池等の新技術を適用したシステムの導入（原則10kW以上） 【募集時期】 2月～3月頃	
対象者	民間事業者、地方公共団体含む各種団体等	
補助率等	1/2（防災型は2/3）	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入普及事業課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9406

支援制度名	商店街・商業集積活性化事業	
対象となる新エネルギーの種類等	アークド、駐車場、コミュニティホール等への太陽光発電などの新エネルギーの導入	
対象者	商店街振興組合、事業協同組合、街づくり会社等	
補助率	①中心市街地における施設整備 ・商店街・商業集積活性化事業 市町村が1/2以上出資した中小第三セクター：1/2（限度額7.5億円） 市町村が1/4以上出資した中小第三セクター・TMO：1/3（限度額5億円） TMO・商店街振興組合連合会：1/3（限度額4億円） 商店街振興組合等：1/4（限度額3億円） ・商業・サービス業集積関連施設整備事業 地方公共団体・一定の第三セクター（地方公共団体が資本金の過半を出資した第三セクター）：1/2 第三セクター：1/4 ②その他の地域における施設整備 ・商店街・商業集積活性化事業 商店街振興組合、第三セクター：1/4（限度額1.5億円、パサージュ事業2億円）	
問合せ先	通商産業省中小企業庁 小規模企業部小売商業課	TEL.03-3501-1511(代)

支援制度名	地域新エネルギー導入促進事業	
対象となる新エネルギーの種類等	・新エネルギー導入事業または省エネルギー普及事業 ①太陽光発電（原則としてシステム出力150kW以上） ②風力発電 ③太陽熱 ④温度差エネルギー ⑤天然ガスコージェネレーション ⑥燃料電池 ⑦廃棄物発電 ⑧廃棄物熱利用 ⑨廃棄物燃料製造 ⑩クリーンエネルギー自動車 ⑪省エネルギー普及事業 ・新エネルギー導入促進普及啓発事業または省エネルギー普及促進普及啓発事業（最大4年間） 【募集時期】 3月～4月頃	
対象者	地方公共団体、第三セクター（地方公共団体の出資比率が25%以上）、地方公共団体自らの負担を伴う事業	
補助率等	導入事業：1/2以内 普及啓発事業：定額（限度額2000万円）	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	新エネルギー事業者支援事業	
対象となる新エネルギーの種類等	太陽光発電、風力発電、太陽熱、温度差エネルギー、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、廃棄物発電の導入、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造 【募集時期】 計画認定：随時 補助金申請：3月～4月頃	
対象者	民間事業者等（今後、法人を設立しようとするものを含む）	
補助率等	①補助金 1/3 以内 ②債務保証 対象比率 90%(新エネルギー・産業技術総合開発機構により実施) ③中小企業設備近代化資金の貸付及び償還時期の特例 設備近代化資金貸付 原則として1企業当たり50～4000万円、貸付率は1/2以内、利率は無利子設備貸付 一般設備は100～3500万円、IT・情報機器等設備は1500～6000万円、 設備貸与の割賦：貸与損料2.75～3.25%/年、リース：5.5%/年程度 償還時期：7年以内	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	災害対応型給油所普及事業	
対象となる新エネルギーの種類等	太陽光発電設備、コージェネレーション発電設備の導入	
対象者	揮発油販売業者等	
補助率等	太陽光発電設備：1/3（上限1,733万3,000円/1ヶ所） コージェネレーション設備：1/5（上限500万円/1ヶ所）	
問合せ先	通商産業省資源エネルギー庁 石油部流通課 中部通商産業局 資源エネルギー部石油課	TEL.03-3501-1320 TEL.052-951-2781

支援制度名	住宅用太陽光発電導入基盤整備事業	
対象となる新エネルギーの種類等	住宅用太陽光発電システム（自由宅の屋根等に設置し余剰電力を電力会社に販売するもので10kW未満の太陽光発電システム） 【募集時期】 一般住宅用5月～翌1月、地方公共団体協力応募用5月～9月	
対象者	①一般住宅用（一般用）：住宅用太陽光発電システムを設置する者 ②一般住宅用（建売用）：住宅用太陽光発電システム付き建売住宅を購入する者（応募は建売住宅供給者等が行う） ③地方公共団体協力応募用：区域内で住宅用太陽光発電システムを設置・購入する者（応募は地方公共団体が行う）	
補助率等	1kW当たり27万円	
問合せ先	（財）新エネルギー財団（NEF）導入促進本部太陽光発電部	TEL.03-5275-9823

支援制度名	先導的高効率エネルギー利用型建築物エネルギー事業	
対象となる新エネルギーの種類等	以下に示すエネルギー効率化技術を単独、あるいは複合させて導入した建築物において、当該技術の導入によって概ね30%以上の省エネルギーが見込まれる場合 ①太陽エネルギー利用：太陽電池システム、太陽熱温水器、アクティブソーラーシステム、パッシブソーラーシステム、その他 ②太陽熱回収利用 ③排熱回収技術 ④地下水熱・土壌熱利用 ⑤廃棄物熱利用 ⑥ジョージエネレーションシステム	
対象者	地方公共団体及び民間事業者等	
補助率等	エネルギー効率化技術の導入に要する経費（工事費等含む）の1/3	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 通商産業省 生活産業局住宅産業課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3501-9255

支援制度名	次世代都市整備推進事業	
対象となる新エネルギーの種類等	都市機能が集積しているかまたは集積が見込まれており、次世代都市のためのパワート事業の実施効果が見込まれる都市に対する、以下の新エネルギーシステムの導入 ①自然エネルギー活用システム：太陽光等の自然エネルギーを収集、運搬、制御することにより都市のエネルギーとして活用するシステム ②都市エネルギー活用システム：ジョージエネレーション、地下鉄発熱等の有効利用等	
対象者	地方公共団体、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団等	
補助率等	1/3（ただし、民間事業はまたは地方住宅供給公社が施行者の場合にあっては、地方公共団体が補助する額の1/2以内かつ対象事業費の1/3以内）	
問合せ先	建設省 都市局区画整理課	TEL.03-3580-4311(代)

支援制度名	省資源・省エネルギー公園の整備	
対象となる新エネルギーの種類等	エネルギーの有効利用に資する都市公園を整備する場合 災害時にも機能する太陽電池を活用した照明やゴミ焼却場より発生する熱源等を利用した温水利用型健康運動施設の整備等太陽光、風力、その他の未利用エネルギーを利用したシステムの導入	
対象者	地方公共団体、第三者等	
補助率等	施設：1/2 用地：1/3	
問合せ先	建設省 都市局公園緑地課	TEL.03-3580-4311(代)

支援制度名	社会福祉施設等施設整備費	
対象となる新エネルギーの種類等	特別養護老人ホーム、重度身体障害者更生援護施設、身体障害者療護施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害児施設、肢体不自由児施設（入院治療部門）、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設等へのソーラーシステムの導入	
対象者	都道府県、指定都市、中核市、市町村、社会福祉法人等	
補助率等	1/2	
問合せ先	厚生省 社会・援護局施設人材課	TEL.03-3503-1711(代)

支援制度名	環境を考慮した学校施設の整備推進に関するパワートエネルギー事業（エクスール事業）	
対象となる新エネルギーの種類等	公立学校施設での太陽光発電等の新エネルギーの導入	
対象者	地方自治体	
補助率等	調査研究経費：定額 建物等の整備費：1/2以内（新增築）、1/3以内（改築・大規模改修）	
問合せ先	文部省 大臣官房文教施設部指導課・教育助成局施設助成課 通商産業省資源エネルギー庁 石炭・新エネルギー部新エネルギー対策課	TEL.03-3581-4211(代) TEL.03-3501-4031

支援制度名	私立学校ITスキル整備推進IT事業	
対象となる新エネルギーの種類等	私立の高等学校、中学校、小学校及び盲・聾・養護学校での新エネルギーの導入	
対象者	私立小学校、中学校、高等学校を経営する学校法人	
補助率等	1/3 以内（原則として、1校あたり1千万円以上2億円以下）	
問合せ先	文部省 高等教育局私学部私学助成課 通商産業省資源エネルギー庁 石炭・新エネルギー部新エネルギー対策課	TEL.03-3581-4211(代) TEL.03-3501-4031

支援制度名	地球温暖化対策地域推進IT事業費等補助事業	
対象となる新エネルギーの種類等	<p>①率先実行型 地方公共団体が自らの行う事務、事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を削減する事業</p> <p>②技術開発型 地方公共団体が行う温室効果ガス対策の技術開発、調査研究事業</p> <p>③民間部門支援型 地方公共団体が地域住民、事業者が行う地球温暖化対策に対して行う支援等の事業</p> <p>④開発途上国支援型 地方公共団体が地球温暖化対策に関して、途上国の地方行政機関等と国際的な協力を行う事業</p> <p>⑤その他 地球温暖化対策を目的とするその他の事業であって、効果が高く、かつ他の地方公共団体への波及効果が高いと特に認められる事業</p> <p>⑥地域で取り組む地球温暖化対策や推進方針についての計画を策定する事業</p>	
対象者	地方公共団体	
補助率等	1/2 以内	
問合せ先	環境庁 企画調整局地球環境部環境保全対策課	TEL.03-3581-3351

## (2) 融資制度

支援制度名	環境保全資金融資	
対象となる新エネルギーの種類等	<p>中小企業及び各種組合が行う新エネルギー導入事業</p> <p>RDF利用設備の設置、自然エネルギー有効利用施設の設置、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、燃料自動車及びハイブリッド自動車）の購入</p> <p>温暖化防止対策施設の整備等（コージェネレーション等の導入）</p>	
対象者	中小企業、事業協同組合等各種組合	
貸付条件等	<p>貸付限度額</p> <p>1企業・組合：5,000万円、ただし運転資金は1,000万円</p> <p>利率（年利）</p> <p>貸付利率：1.8%、ただし、保証を付さない場合は2.0%</p> <p>保証料率：0.7%、ただし、無担保保険にかかる保証料率について、2000年4月1日～2001年3月31日までの間は0.66%とする</p> <p>貸付期間</p> <p>設備資金：10年以内（据置時期1年以内を含む）</p> <p>運転資金：5年以内（据置時期6か月以内を含む）</p>	
問合せ先	三重県 農林水産商工部金融経営課	TEL.059-224-2435



支援制度名	地域エネルギー開発利用事業及び発電事業普及促進融資
対象となる新エネルギーの種類等	太陽、風力、バイオマス等の自然エネルギーや、排熱・廃棄物エネルギー等の地域エネルギーを利用した以下の事業 ①地域エネルギー開発利用事業 (地熱利用事業、排熱利用事業、温度差熱利用事業、廃棄物利用事業) ②地域エネルギー開発利用発電事業 (風力発電事業、太陽光発電事業、地熱発電事業、排熱利用発電事業、廃棄物利用発電事業) 【募集時期】 4月～翌1月 取扱金融機関の本支店で受け付ける
対象者	地方公共団体、第三セクター、民間事業者、組合等
貸付条件等	融資額 廃棄物利用事業、地熱発電事業：3億円以下 風力・太陽光発電事業、排熱・廃棄物利用発電事業：4億円以下 地熱・排熱・温度差熱利用事業：5億円以下 複合利用事業：5億円以下 利率 長期貸出最優遇金利に年0.5%を加えた利率から利子補給率を減じた利率以下 利子補給率 年利((契約時の借入金利)÷2)% (ただし、3%を上限) 償還期限 貸付側金融機関の審査による 取扱金融機関 都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行 信用金庫、農林中央金庫、商工中金
問合せ先	財団法人新エネルギー財団 導入促進本部業務部 TEL.03-5275-9823

支援制度名	農林漁業施設資金(環境保全型農業推進)
対象となる新エネルギーの種類等	以下の施設の改良等にもなう新エネルギーの導入 ①畜産経営環境保全施設 畜舎、排水施設、農作物処理加工施設、農作物保管貯蔵施設等 ②その他の施設 農舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥・農作物育成管理施設等
対象者	①農業を営む者であって、環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村長の認定を受けた者 ②農業協同組合(①に掲げる者へ転貸する場合に限る)
貸付条件等	貸付限度額 ①畜産経営環境保全施設 (1)補助事業 貸付を受ける者の負担する額(注1)の80%〔「特認」(注2)0.9〕に相当する額 (2)非補助事業 次のiまたはiiのいずれか低い額 i 貸付を受ける者の負担する額の80%〔「特認」0.9〕に相当する額 ii 個人3500万円〔「特認」1億円〕、法人7000万円〔「特認」3億円〕 ②その他の施設 次のiまたはiiのいずれか低い額(ただし補助事業および「特別振興事業」はiのみを適用) i 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ii 300万円 利率 2.1%(2000年3月末現在) 償還期限 15年以内(据置3年以内) (注1) 貸付対象事業費-国庫補助金 (注2) 「特認」とは、「経営環境保全計画」が次の要件のいずれかに該当する場合を指す ・技術開発の成果に基づき、高性能の環境保全施設の導入を図る計画 ・環境保全のため、家畜飼養施設を他の土地に移転し、資本整備の拡充更新を図る計画
問合せ先	農林漁業金融公庫 融資第一部 TEL.03-3270-4114

支援制度名	環境対策（融資制度）
対象となる新エネルギー及び事業	太陽光発電（出力 150kW 以上の太陽光発電施設）、燃料電池（出力 50kW 以上の燃料電池）、風力発電（出力 800kW 以上の風力発電施設）、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車（電気式・蓄圧式）、天然ガス自動車、メタン自動車、並びにこれらの自動車に必要な燃料供給施設も含む）、再資源化（廃プラスチック類、古紙、金属くず、燃えかす、鋳さい、汚泥、ガラス屑、動植物性残さを再資源化するために必要な設備（廃棄物発電施設及び熱回収設備を含む）、地域冷暖房事業、コージェネ設備（一次エネルギー利用率 60% 以上かつ出力 50kW 以上）の導入
対象者	株式会社等の組織
貸付条件等	融資比率 工事費の 30%～50% 利率 2.1% 償還期限 相談の上決定(必要に応じて据置期間の設定が可能)
問合せ先	日本政策投資銀行 TEL.03-3270-3211(代)

支援制度名	石油代替エネルギー資金（エネルギー貸付）
対象となる新エネルギーの種類等	石油代替エネルギーを使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタン自動車、コージェネレーションシステム
対象者	・非石油系都市ガス等の石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者 ・ガス事業法に規定する一般ガス事業者であって石油代替エネルギーを供給する者 【その他の条件】 ・資本金 1 億円以下、従業員 300 人以下の中小企業 ・卸売業は、資本金 3000 万円以下か従業員 100 人以下 ・小売業・サービス業は、資本金 1000 万円以下か従業員 50 人以下
貸付条件等	貸付限度額 直接貸付：7 億 2 千万円 代理貸付：1 億 2 千万円 貸付利率 基準利率 2.2% ただし、2 億 7 千万円を限度として 2.0%（4 年目以降は 2.1%）または 2.1%、特定の設備の取得資金については 2.0% 貸付期間 15 年以内（据置時期 2 年以内）
問合せ先	中小企業金融公庫本店 窓口 TEL.03-3270-1282 中小企業融資公庫 各支店

支援制度名	エネルギー貸付
対象となる新エネルギーの種類等	石油代替エネルギーを使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備の導入 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタン自動車
対象者	中小企業で石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等を除く）
貸付条件等	融資限度額 7200 万円 融資利率 基準金利 3.1% 融資期間 15 年以内、(据置期間 2 年以内)
問合せ先	国民金融公庫 各支店 相談センター 津支店 TEL.059-227-5211 四日市支店 TEL.0593-52-3121、伊勢支店 TEL.0596-24-5159

支援制度名	環境共生住宅割増融資
対象となる新エネルギーの種類等	<p>住宅金融公庫の融資をうける住宅建設</p> <p>①省エネルギー-住宅工事（次世代型） 屋根または天井、壁、床に断熱材を入れ、開口部に二重サッシを施工するとともに、気密性を確保すること等により省エネルギー-工事（一般型）と比較して、より高い省エネルギー-性能<sup>(注1)</sup>を有する住宅とする工事</p> <p>②省エネルギー-住宅工事（パッシブ型）<sup>(注2)</sup> 太陽光エネルギー-利用率が30%以上であることを確認された、パッシブソーラーシステム（公庫公認番号が付与されたもの）を設置する工事</p> <p>③省エネルギー-住宅工事（一般型）<sup>(注3)</sup> 公庫の定めた一定の断熱基準<sup>(注4)</sup>に適合するよう、屋根または天井、壁、床に断熱材を入れ、開口部に二重サッシを施工する工事</p> <p>④太陽光発電設備設置工事 一定の省エネルギー-性能を有することが確認された太陽光発電設備（公庫確認番号が付与されたもの）を設置する工事</p> <p>⑤暖冷房・給湯設備設置工事 一定の省エネルギー-性能を有することが確認された暖房設備及び給湯設備（公庫確認番号が付与されたもの）を設置する工事（換気設備が加わると融資が増額）</p> <p>（注1）「住宅に係るエネルギー-の使用合理化に関する建築主の判断基準」（平成11年通商産業省・建設省告示第2号）または「住宅に係るエネルギー-の使用合理化に関する設計及び施工の指針」（平成11年建設省告示第998号）等に定める省エネルギー-性能</p> <p>（注2）1998年度までの「自然エネルギー-活用住宅工事」（太陽光発電のみのシステムは除く）と同じ</p> <p>（注3）1998年度までの「省エネルギー-断熱工事」と同じ</p> <p>（注4）「住宅に係るエネルギー-の使用合理化に関する建築主の判断基準」（平成4年通商産業省・建設省告示第2号）または「住宅に係るエネルギー-の使用合理化に関する設計及び施工の指針」（平成4年建設省告示第451号）等に定める基準</p>
対象者	個人
貸付条件等	<p>住宅金融公庫が定める省エネルギー-住宅工事を行う場合には、通常の融資に加えて融資額が加算される</p> <p>①省エネルギー-住宅工事（次世代型）：250万円</p> <p>②省エネルギー-住宅工事（パッシブ型）：150万円</p> <p>③省エネルギー-住宅工事（一般）：100万円<sup>(注5)</sup></p> <p>④太陽光発電設備設置工事：300万円</p> <p>⑤暖冷房・給湯設備設置工事：150万円 暖冷房・給湯・換気設備設置工事：200万円</p> <p>（注5）三重県では開口部工事を行わない場合でも割増融資（50万円）を受けられる その他融資条件（貸付期間・利率等）は、通常の融資に準拠（相談の上決定）</p>
問合せ先	住宅金融公庫 TEL.03-5800-8000

(3) 税制措置

支援制度名	ロ-加エネルギー-利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置
対象となる新エネルギーの種類等	太陽光発電設備、太陽熱利用冷温熱装置、施設園芸用太陽熱地中蓄熱装置、風力発電設備、廃棄物発電設備 取得価格が540万円（1999年度より）以上のもの
対象者	個人、法人
概要	固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税が対象となる なお、本制度とエネルギー-需給構造改革投資促進税制は同時に適用することができる 毎年1月の償却資産の申告時に申告する 固定資産税の課税標準額が5/6に減額となる 他の課税標準の特例制度と同時に該当する場合は、軽減率の小さいほうを適用する
問合せ先	市役所、役場

支援制度名	エネルギー-需給構造改革投資促進税制
対象となる新エネルギーの種類等	対象時期：1996年4月1日以降対象設備を取得、製作または建設し、その後1年以内に事業の用に供した場合 対象設備：エネルギー-有効利用付加設備、地域熱供給設備、電気・ガス需要平準化設備、石油代替エネルギー-設備など代替エネルギー-関連33設備（貸付の用および電気事業の用に供した場合を除く） （うち新エネルギー-関連設備） 太陽光発電設備、風力発電設備、石油代替エネルギー-利用型自動車、石油代替エネルギー-利用型自動車用燃料供給設備、太陽熱利用装置、排熱利用ボイラ-、廃棄物利用装置、燃料電池設備など
対象者	個人、法人
概要	次のいずれか一方を選択して、事業の用に供した年（法人の場合は年度）に適用することが可能 ①当該設備の基準所得額の7%相当額を所得税または法人税から差し引くことができる ②普通償却に加えて当該設備の基準所得額の30%相当額を限度として償却できる
問合せ先	税務署

## 2 風力発電

### (1) 補助事業

支援制度名	地域新エネルギー導入促進事業	
対象となる新エネルギーの種類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー導入事業または省エネルギー普及事業</li> <li>①太陽光発電（原則としてシステム出力150kW以上） ②風力発電 ③太陽熱</li> <li>④温度差エネルギー ⑤天然ガスコージェネレーション ⑥燃料電池 ⑦廃棄物発電</li> <li>⑧廃棄物熱利用 ⑨廃棄物燃料製造 ⑩グリーンエネルギー自動車</li> <li>⑪省エネルギー普及事業</li> <li>・新エネルギー導入促進普及啓発事業または省エネルギー普及促進普及啓発事業（最大4年間）</li> </ul> <p>【募集時期】 3月～4月頃</p>	
対象者	地方公共団体、第三セクター（地方公共団体の出資比率が25%以上）、地方公共団体自らの負担を伴う事業	
補助率等	導入事業：1/2以内 普及啓発事業：定額（限度額2000万円）	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775  TEL.03-3987-9367

支援制度名	新エネルギー事業者支援事業	
対象となる新エネルギーの種類等	太陽光発電、風力発電、太陽熱、温度差エネルギー、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、廃棄物発電の導入、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造 【募集時期】 計画認定：随時 補助金申請：3月～4月頃	
対象者	民間事業者等（今後、法人を設立しようとする者を含む）	
補助率等	①補助金 1/3以内 ②債務保証 対象比率90%（新エネルギー・産業技術総合開発機構により実施） ③中小企業設備近代化資金の貸付及び償還時期の特例 設備近代化資金貸付 原則として1企業当たり50～4000万円、貸付率は1/2以内、利率は無利子 設備貸付 一般設備は100～3500万円、IT・情報機器等設備は1500～6000万円、 設備貸与の割賦：貸与損料2.75～3.25%/年、リース：5.5%/年程度 償還時期：7年以内	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775  TEL.03-3987-9367

支援制度名	風力開発フィールドテスト事業	
対象となる新エネルギーの種類等	風力発電の共同研究 風力発電設備の設置による運転データ等の収集・分析を、NEDOと設置者（共同研究事業者）とが共同研究 【募集時期】 風況精査：4月～6月頃 システム設計：4月～7月頃 実機設置・運転研究：4月～6月頃	
対象者	地方公共団体、民間事業者等	
補助率	風況精査100%、システム設計・実機設置・運転研究1/2	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）	TEL.052-951-2775 導入普及事業課 TEL.03-3987-9406

支援制度名	省資源・省エネルギー-公園の整備
対象となる新エネルギー-の種類等	エネルギー-の有効利用に資する都市公園を整備する場合 災害時にも機能する太陽電池を活用した照明やゴミ焼却場より発生する熱源等を利用した温水利用型健康運動施設の整備等太陽光、風力、その他の未利用エネルギー-を利用したシステムの導入
対象者	地方公共団体、第三者等
補助率等	施設：1/2 用地：1/3
問合せ先	建設省 都市局公園緑地課 TEL.03-3580-4311(代)

支援制度名	環境を考慮した学校施設の整備推進に関するパブリック・モデル事業（エコスクール事業）
対象となる新エネルギー-の種類等	公立学校施設での太陽光発電等の新エネルギー-の導入
対象者	地方自治体
補助率等	調査研究経費：定額 建物等の整備費：1/2 以内（新增築）、1/3 以内（改築・大規模改修）
問合せ先	文部省 大臣官房文教施設部指導課・教育助成局施設助成課 TEL.03-3581-4211(代) 通商産業省資源エネルギー-庁 石炭・新エネルギー-部新エネルギー-対策課 TEL.03-3501-4031

支援制度名	私立学校エコスクール整備推進モデル事業
対象となる新エネルギー-の種類等	私立の高等学校、、中学校、小学校及び盲・聾・養護学校での新エネルギー-の導入
対象者	私立小学校、中学校、高等学校を経営する学校法人
補助率等	1/3 以内（原則として、1校あたり1千万円以上2億円以下）
問合せ先	文部省 高等教育局私学部私学助成課 TEL.03-3581-4211(代) 通商産業省資源エネルギー-庁 石炭・新エネルギー-部新エネルギー-対策課 TEL.03-3501-4031

支援制度名	地球温暖化対策地域推進モデル事業費等補助事業
対象となる新エネルギー-の種類等	①率先実行型 地方公共団体が自らの行う事務、事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を削減する事業 ②技術開発型 地方公共団体が行う温室効果ガス対策の技術開発、調査研究事業 ③民間部門支援型 地方公共団体が地域住民、事業者が行う地球温暖化対策に対して行う支援等の事業 ④開発途上国支援型 地方公共団体が地球温暖化対策に関して、途上国の地方行政機関等と国際的な協力を行う事業 ⑤その他 地球温暖化対策を目的とするその他の事業であって、効果が高く、かつ他の地方公共団体への波及効果が高いと特に認められる事業 ⑥地域で取り組む地球温暖化対策や推進方針についての計画を策定する事業
対象者	地方公共団体
補助率等	1/2 以内
問合せ先	環境庁 企画調整局地球環境部環境保全対策課 TEL.03-3581-3351

(2) 融資制度

支援制度名	環境保全資金融資
対象となる新エネルギーの種類等	中小企業及び各種組合が行う新エネルギー導入事業 RDF利用設備の設置、自然エネルギー有効利用施設の設置、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、燃料自動車及びハイブリッド自動車）の購入 温暖化防止対策施設の整備等（コージェネレーション等の導入）
対象者	中小企業、事業協同組合等各種組合
貸付条件等	貸付限度額 1企業・組合：5,000万円、ただし運転資金は1,000万円 利率（年利） 貸付利率：1.8%、ただし、保証を付さない場合は2.0% 保証料率：0.7%、ただし、無担保保険にかかる保証料率について、2000年4月1日～2001年3月31日までの間は0.66%とする 貸付期間 設備資金：10年以内（据置時期1年以内を含む） 運転資金：5年以内（据置時期6か月以内を含む）
問合せ先	三重県 農林水産商工部金融経営課 <span style="float: right;">TEL.059-224-2435</span>

支援制度名	地域エネルギー開発利用事業及び発電事業普及促進融資
対象となる新エネルギーの種類等	太陽、風力、バイオマス等の自然エネルギーや、排熱・廃棄物エネルギー等の地域エネルギーを利用した以下の事業 ①地域エネルギー開発利用事業 （地熱利用事業、排熱利用事業、温度差熱利用事業、廃棄物利用事業） ②地域エネルギー開発利用発電事業 （風力発電事業、太陽光発電事業、地熱発電事業、排熱利用発電事業、廃棄物利用発電事業） 【募集時期】 4月～翌1月 取扱金融機関の本支店で受け付ける
対象者	地方公共団体、第三者、民間事業者、組合等
貸付条件等	融資額 廃棄物利用事業、地熱発電事業：3億円以下 風力・太陽光発電事業、排熱・廃棄物利用発電事業：4億円以下 地熱・排熱・温度差熱利用事業：5億円以下 複合利用事業：5億円以下 利率 長期貸出最優遇金利に年0.5%を加えた利率から利子補給率を減じた利率以下 利子補給率 年利（（契約時の借入金利）÷2）%（ただし、3%を上限） 償還期限 貸付側金融機関の審査による 取扱金融機関 都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行 信用金庫、農林中央金庫、商工中金
問合せ先	財団法人新エネルギー財団 導入促進本部業務部 <span style="float: right;">TEL.03-5275-9823</span>

支援制度名	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）
対象となる新エネルギーの種類等	以下の施設の改良等にもなう新エネルギーの導入 ①畜産経営環境保全施設 畜舎、排水施設、農作物処理加工施設、農作物保管貯蔵施設等 ②その他の施設 農舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥・農作物育成管理施設等
対象者	①農業を営む者であって、環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村長の認定を受けた者 ②農業協同組合（①に掲げる者へ転貸する場合に限る）
貸付条件等	貸付限度額 ①畜産経営環境保全施設 (1)補助事業 貸付を受ける者の負担する額 <sup>(注1)</sup> の80%（「特認」 <sup>(注2)</sup> 0.9）に相当する額 (2)非補助事業 次のiまたはiiのいずれか低い額 i 貸付を受ける者の負担する額の80%（「特認」0.9）に相当する額 ii 個人3500万円（「特認」1億円）、法人7000万円（「特認」3億円） ②その他の施設 次のiまたはiiのいずれか低い額（ただし補助事業および「特別振興事業」はiのみを適用） i 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ii 300万円 利率 2.1%（2000年3月末現在） 償還期限 15年以内（据置3年以内）  (注1) 貸付対象事業費－国庫補助金 (注2) 「特認」とは、「経営環境保全計画」が次の要件のいずれかに該当する場合を指す ・技術開発の成果に基づき、高性能の環境保全施設の導入を図る計画 ・環境保全のため、家畜飼養施設を他の土地に移転し、資本整備の拡充更新を図る計画
問合せ先	農林漁業金融公庫 融資第一部 TEL.03-3270-4114

支援制度名	環境対策（融資制度）
対象となる新エネルギー及び事業	太陽光発電（出力150kW以上の太陽光発電施設）、燃料電池（出力50kW以上の燃料電池）、風力発電（出力800kW以上の風力発電施設）、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車（電気式・蓄圧式）、天然ガス自動車、メタノール自動車、並びにこれらの自動車に必要な燃料供給施設も含む）、再資源化（廃プラスチック類、古紙、金属くず、燃えかす、鉍さい、汚泥、ガラス屑、動植物性残さを再資源化するために必要な設備（廃棄物発電施設及び熱回収設備を含む））、地域冷暖房事業、コージェネ設備（一次エネルギー利用率60%以上かつ出力50kW以上）の導入
対象者	株式会社等の組織
貸付条件等	融資比率 工事費の30%～50% 利率 2.1% 償還期限 相談の上決定(必要に応じて据置期間の設定が可能)
問合せ先	日本政策投資銀行 TEL.03-3270-3211(代)



支援制度名	石油代替エネルギー-資金（エネルギー-貸付）
対象となる新エネルギー-の種類等	石油代替エネルギー-を使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー-熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料自動車、コージェネレーションシステム
対象者	・非石油系都市ガス等の石油代替エネルギー-を使用するために必要な設備を設置する者 ・ガス事業法に規定する一般ガス事業者であって石油代替エネルギー-を供給する者 【その他の条件】 ・資本金1億円以下、従業員300人以下の中小企業 ・卸売業は、資本金3000万円以下か従業員100人以下 ・小売業・サービス業は、資本金1000万円以下か従業員50人以下
貸付条件等	貸付限度額 直接貸付：7億2千万円 代理貸付：1億2千万円 貸付利率 基準利率2.2% ただし、2億7千万円を限度として2.0%（4年目以降は2.1%）または2.1%、特定の設備の取得資金については2.0% 貸付期間 15年以内（据置時期2年以内）
問合せ先	中小企業金融公庫本店 窓口 TEL.03-3270-1282 中小企業融資公庫 各支店

支援制度名	エネルギー-貸付
対象となる新エネルギー-の種類等	石油代替エネルギー-を使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備の導入 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー-熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料自動車
対象者	中小企業で石油代替エネルギー-を使用するために必要な設備を設置する者（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等を除く）
貸付条件等	融資限度額 7200万円 融資利率 基準金利 3.1% 融資期間 15年以内、（据置期間 2年以内）
問合せ先	国民金融公庫 各支店 相談センター 津支店 TEL.059-227-5211 四日市支店 TEL.0593-52-3121、伊勢支店 TEL.0596-24-5159

### (3) 税制措置

支援制度名	ロ-カルエネルギー-利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置
対象となる新エネルギー-の種類等	太陽光発電設備、太陽熱利用冷温熱装置、施設園芸用太陽熱地中蓄熱装置、風力発電設備、廃棄物発電設備 取得価格が540万円（1999年度より）以上のもの
対象者	個人、法人
概要	固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税が対象となる なお、本制度とエネルギー-需給構造改革投資促進税制は同時に適用することができる 毎年1月の償却資産の申告時に申告する 固定資産税の課税標準額が5/6に減額となる 他の課税標準の特例制度と同時に該当する場合は、軽減率の小さいほうを適用する
問合せ先	市役所、役場

支援制度名	エネルギー需給構造改革投資促進税制
対象となる新エネルギーの種類等	対象時期：1996年4月1日以降対象設備を取得、製作または建設し、その後1年以内に事業の用に供した場合 対象設備：エネルギー有効利用付加設備、地域熱供給設備、電気・ガス需要平準化設備、石油代替エネルギー設備など代替エネルギー関連33設備（貸付の用および電気事業の用に供した場合を除く） （うち新エネルギー関連設備） 太陽光発電設備、風力発電設備、石油代替エネルギー利用型自動車、石油代替エネルギー利用型自動車用燃料供給設備、太陽熱利用装置、排熱利用ボイラ、廃棄物利用装置、燃料電池設備など
対象者	個人、法人
概要	次のいずれか一方を選択して、事業の用に供した年（法人の場合は年度）に適用することが可能 ①当該設備の基準所得額の7%相当額を所得税または法人税から差し引くことができる ②普通償却に加えて当該設備の基準所得額の30%相当額を限度として償却できる
問合せ先	税務署

### 3 廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造(RDF)、バイオマス

#### (1) 補助事業

支援制度名	地域新エネルギー導入促進事業	
対象となる新エネルギーの種類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー導入事業または省エネルギー普及事業</li> <li>①太陽光発電（原則としてシステム出力150kW以上） ②風力発電 ③太陽熱</li> <li>④温度差エネルギー ⑤天然ガスコージェネレーション ⑥燃料電池 ⑦廃棄物発電</li> <li>⑧廃棄物熱利用 ⑨廃棄物燃料製造 ⑩グリーンエネルギー自動車</li> <li>⑪省エネルギー普及事業</li> <li>・新エネルギー導入促進普及啓発事業または省エネルギー普及促進普及啓発事業（最大4年間）</li> </ul> <p>【募集時期】 3月～4月頃</p>	
対象者	地方公共団体、第三者（地方公共団体の出資比率が25%以上）、地方公共団体自らの負担を伴う事業	
補助率等	導入事業：1/2以内 普及啓発事業：定額（限度額2000万円）	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	新エネルギー事業者支援事業	
対象となる新エネルギーの種類等	太陽光発電、風力発電、太陽熱、温度差エネルギー、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、廃棄物発電の導入、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造 【募集時期】 計画認定：随時 補助金申請：3月～4月頃	
対象者	民間事業者等（今後、法人を設立しようとする者を含む）	
補助率等	①補助金 1/3以内 ②債務保証 対象比率90%（新エネルギー・産業技術総合開発機構により実施） ③中小企業設備近代化資金の貸付及び償還時期の特例 設備近代化資金貸付 原則として1企業当たり50～4000万円、貸付率は1/2以内、利率は無利子 設備貸付 一般設備は100～3500万円、IT・情報機器等設備は1500～6000万円、 設備貸与の割賦：貸与損料2.75～3.25%/年、リース：5.5%/年程度 償還時期：7年以内	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	廃棄物発電開発費補助事業	
対象となる新エネルギーの種類等	廃棄物発電の導入	
対象者	地方公共団体、民間事業者等	
補助率等	500kW未満：補助対象経費の10%以内 500kW以上：補助対象経費の5%以内	
問合せ先	通商産業省資源エネルギー庁 公益事業部電力技術課開発振興室 中部通商産業局 資源エネルギー部発電課	TEL.03-3501-1511 TEL.052-951-2816

支援制度名	先導的高効率エネルギー-利用型建築物エネルギー事業
対象となる新エネルギー-の種類等	以下に示すエネルギー-効率化技術を単独、あるいは複合させて導入した建築物において、当該技術の導入によって概ね30%以上の省エネルギー-が見込まれる場合 ①太陽エネルギー-利用：太陽電池システム、太陽熱温水器、アクティブソーラーシステム、パッシブソーラーシステム、その他 ②太陽熱回収利用 ③排熱回収技術 ④地下水熱・土壌熱利用 ⑤廃棄物熱利用 ⑥コージェネレーションシステム
対象者	地方公共団体及び民間事業者等
補助率等	エネルギー-効率化技術の導入に要する経費（工事費等含む）の1/3
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー-部エネルギー-対策課 TEL.052-951-2775 通商産業省 生活産業局住宅産業課 TEL.03-3501-9255

支援制度名	省資源・省エネルギー-公園の整備
対象となる新エネルギー-の種類等	エネルギー-の有効利用に資する都市公園を整備する場合 災害時にも機能する太陽電池を活用した照明やゴミ焼却場より発生する熱源等を利用した温水利用型健康運動施設の整備等太陽光、風力、その他の未利用エネルギー-を利用したシステムの導入
対象者	地方公共団体、第三セクター等
補助率等	施設：1/2 用地：1/3
問合せ先	建設省 都市局公園緑地課 TEL.03-3580-4311(代)

支援制度名	地球温暖化対策地域推進エネルギー事業費等補助事業
対象となる新エネルギー-の種類等	①率先実行型 地方公共団体が自らの行う事務、事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を削減する事業 ②技術開発型 地方公共団体が行う温室効果ガス対策の技術開発、調査研究事業 ③民間部門支援型 地方公共団体が地域住民、事業者が行う地球温暖化対策に対して行う支援等の事業 ④開発途上国支援型 地方公共団体が地球温暖化対策に関して、途上国の地方行政機関等と国際的な協力をを行う事業 ⑤その他 地球温暖化対策を目的とするその他の事業であって、効果が高く、かつ他の地方公共団体への波及効果が高いと特に認められる事業 ⑥地域で取り組む地球温暖化対策や推進方針についての計画を策定する事業
対象者	地方公共団体
補助率等	1/2 以内
問合せ先	環境庁 企画調整局地球環境部環境保全対策課 TEL.03-3581-3351

(2) 融資制度

支援制度名	環境保全資金融資	
対象となる新エネルギーの種類等	中小企業及び各種組合が行う新エネルギー導入事業 RDF利用設備の設置、自然エネルギー有効利用施設の設置、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、燃料自動車及びハイブリッド自動車）の購入 温暖化防止対策施設の整備等（コージェネレーション等の導入）	
対象者	中小企業、事業協同組合等各種組合	
貸付条件等	<p>貸付限度額</p> <p>1企業・組合：5,000万円、ただし運転資金は1,000万円</p> <p>利率（年利）</p> <p>貸付利率：1.8%、ただし、保証を付さない場合は2.0%</p> <p>保証料率：0.7%、ただし、無担保保険にかかる保証料率について、2000年4月1日～2001年3月31日までの間は0.66%とする</p> <p>貸付期間</p> <p>設備資金：10年以内（据置時期1年以内を含む）</p> <p>運転資金：5年以内（据置時期6か月以内を含む）</p>	
問合せ先	三重県 農林水産商工部金融経営課	TEL.059-224-2435

支援制度名	地域エネルギー開発利用事業及び発電事業普及促進融資	
対象となる新エネルギーの種類等	<p>太陽、風力、バイオ等の自然エネルギーや、排熱・廃棄物エネルギー等の地域エネルギーを利用した以下の事業</p> <p>①地域エネルギー開発利用事業 （地熱利用事業、排熱利用事業、温度差熱利用事業、廃棄物利用事業）</p> <p>②地域エネルギー開発利用発電事業 （風力発電事業、太陽光発電事業、地熱発電事業、排熱利用発電事業、廃棄物利用発電事業）</p> <p>【募集時期】 4月～翌1月 取扱金融機関の本支店で受け付ける</p>	
対象者	地方公共団体、第三セクター、民間事業者、組合等	
貸付条件等	<p>融資額</p> <p>廃棄物利用事業、地熱発電事業：3億円以下</p> <p>風力・太陽光発電事業、排熱・廃棄物利用発電事業：4億円以下</p> <p>地熱・排熱・温度差熱利用事業：5億円以下</p> <p>複合利用事業：5億円以下</p> <p>利率 長期貸出最優遇金利に年0.5%を加えた利率から利子補給率を減じた利率以下 利子補給率 年利（（契約時の借入金利）÷2）%（ただし、3%を上限）</p> <p>償還期限 貸付側金融機関の審査による</p> <p>取扱金融機関 都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行 信用金庫、農林中央金庫、商工中金</p>	
問合せ先	財団法人新エネルギー財団 導入促進本部業務部	TEL.03-5275-9823

支援制度名	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）
対象となる新エネルギーの種類等	以下の施設の改良等にもなう新エネルギーの導入 ①畜産経営環境保全施設 畜舎、排水施設、農作物処理加工施設、農作物保管貯蔵施設等 ②その他の施設 農舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥・農作物育成管理施設等
対象者	①農業を営む者であつて、環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村長の認定を受けた者 ②農業協同組合（①に掲げる者へ転貸する場合に限る）
貸付条件等	貸付限度額 ①畜産経営環境保全施設 (1)補助事業 貸付を受ける者の負担する額 <sup>(注1)</sup> の80%（「特認」 <sup>(注2)</sup> 0.9）に相当する額 (2)非補助事業 次のiまたはiiのいずれか低い額 i 貸付を受ける者の負担する額の80%（「特認」0.9）に相当する額 ii 個人 3500万円（「特認」1億円）、法人 7000万円（「特認」3億円） ②その他の施設 次のiまたはiiのいずれか低い額（ただし補助事業および「特別振興事業」はiのみを適用） i 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ii 300万円 利率 2.1%（2000年3月末現在） 償還期限 15年以内（据置3年以内）  (注1) 貸付対象事業費－国庫補助金 (注2) 「特認」とは、「経営環境保全計画」が次の要件のいずれかに該当する場合を指す ・技術開発の成果に基づき、高性能の環境保全施設の導入を図る計画 ・環境保全のため、家畜飼養施設を他の土地に移転し、資本整備の拡充更新を図る計画
問合せ先	農林漁業金融公庫 融資第一部 TEL.03-3270-4114

支援制度名	環境対策（融資制度）
対象となる新エネルギー及び事業	太陽光発電（出力150kW以上の太陽光発電施設）、燃料電池（出力50kW以上の燃料電池）、風力発電（出力800kW以上の風力発電施設）、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車（電気式・蓄圧式）、天然ガス自動車、燃料自動車、並びにこれらの自動車に必要な燃料供給施設も含む）、再資源化（廃プラスチック類、古紙、金属くず、燃えかす、鋳さい、汚泥、ガラス屑、動植物性残さを再資源化するために必要な設備（廃棄物発電施設及び熱回収設備を含む））、地域冷暖房事業、コジェネ設備（一次エネルギー利用率60%以上かつ出力50kW以上）の導入
対象者	株式会社等の組織
貸付条件等	融資比率 工事費の30%～50% 利率 2.1% 償還期限 相談の上決定(必要に応じて据置期間の設定が可能)
問合せ先	日本政策投資銀行 TEL.03-3270-3211(代)

支援制度名	石油代替エネルギー-資金（エネルギー-貸付）
対象となる新エネルギー-の種類等	石油代替エネルギー-を使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー-熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料自動車、コージェネレーションシステム
対象者	・非石油系都市ガス等の石油代替エネルギー-を使用するために必要な設備を設置する者 ・ガス事業法に規定する一般ガス事業者であって石油代替エネルギー-を供給する者 【その他の条件】 ・資本金1億円以下、従業員300人以下の中小企業 ・卸売業は、資本金3000万円以下か従業員100人以下 ・小売業・サービス業は、資本金1000万円以下か従業員50人以下
貸付条件等	貸付限度額 直接貸付：7億2千万円 代理貸付：1億2千万円 貸付利率 基準利率2.2% ただし、2億7千万円を限度として2.0%（4年目以降は2.1%）または2.1%、特定の設備の取得資金については2.0% 貸付期間 15年以内（据置時期2年以内）
問合せ先	中小企業金融公庫本店 窓口 中小企業融資公庫 各支店 TEL.03-3270-1282

支援制度名	エネルギー-貸付
対象となる新エネルギー-の種類等	石油代替エネルギー-を使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備の導入 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー-熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料自動車
対象者	中小企業で石油代替エネルギー-を使用するために必要な設備を設置する者（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等を除く）
貸付条件等	融資限度額 7200万円 融資利率 基準金利 3.1% 融資期間 15年以内、（据置期間 2年以内）
問合せ先	国民金融公庫 各支店 相談センター 津支店 TEL.059-227-5211 四日市支店 TEL.0593-52-3121、伊勢支店 TEL.0596-24-5159

### （3） 税制措置

支援制度名	ロ-カエネルギー-利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置
対象となる新エネルギー-の種類等	太陽光発電設備、太陽熱利用冷温熱装置、施設園芸用太陽熱地中蓄熱装置、風力発電設備、廃棄物発電設備 取得価格が540万円（1999年度より）以上のもの
対象者	個人、法人
概要	固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税が対象となる なお、本制度とエネルギー-需給構造改革投資促進税制は同時に適用することができる 毎年1月の償却資産の申告時に申告する 固定資産税の課税標準額が5/6に減額となる 他の課税標準の特例制度と同時に該当する場合は、軽減率の小さいほうを適用する
問合せ先	市役所、役場

支援制度名	エネルギー供給構造改革投資促進税制
対象となる 新エネルギーの 種類等	対象時期：1996年4月1日以降対象設備を取得、製作または建設し、その後1年以内に事業の用に供した場合 対象設備：エネルギー有効利用付加設備、地域熱供給設備、電気・ガス需要平準化設備、石油代替エネルギー設備など代替エネルギー関連33設備（貸付の用および電気事業の用に供した場合を除く） （うち新エネルギー関連設備） 太陽光発電設備、風力発電設備、石油代替エネルギー利用型自動車、石油代替エネルギー利用型自動車用燃料供給設備、太陽熱利用装置、排熱利用ボイラ、廃棄物利用装置、燃料電池設備など
対象者	個人、法人
概要	次のいずれか一方を選択して、事業の用に供した年（法人の場合は年度）に適用することが可能 ①当該設備の基準所得額の7%相当額を所得税または法人税から差し引くことができる ②普通償却に加えて当該設備の基準所得額の30%相当額を限度として償却できる
問合せ先	税務署



## 4 クリーンエネルギー自動車

### (1) 補助事業

支援制度名	クリーンエネルギー自動車普及事業
対象となる新エネルギーの種類等	電気自動車（ハイブリッド車を含む）、天然ガス自動車、燃料電池自動車、及び燃料供給施設の設置の導入 【募集時期】 7月頃
対象者	（自動車） 地方公共団体及び法人 クリーンエネルギー自動車を業務用として常時利用するユーザー （燃料供給設備） 自家用として天然ガス充填設備を設置する者（自家用） 燃料供給事業を行う者（事業用：イコステーション）
補助率等	（自動車） 通常車両との価格差の1/2以下 （燃料供給設備） 自家用：2/3 事業用：定額 （充電スタンド 3,000万円、天然ガススタンド 9,000万円、燃料電池スタンド 2,000万円）
問合せ先	新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) 新エネルギー導入促進部導入企画課 TEL.03-3587-9367

支援制度名	地域新エネルギー導入促進事業
対象となる新エネルギーの種類等	・新エネルギー導入事業または省エネルギー普及事業 ①太陽光発電（原則としてシステム出力150kW以上） ②風力発電 ③太陽熱 ④温度差エネルギー ⑤天然ガスコージェネレーション ⑥燃料電池 ⑦廃棄物発電 ⑧廃棄物熱利用 ⑨廃棄物燃料製造 ⑩クリーンエネルギー自動車 ⑪省エネルギー普及事業 ・新エネルギー導入促進普及啓発事業または省エネルギー普及促進普及啓発事業（最大4年間） 【募集時期】 3月～4月頃
対象者	地方公共団体、第三セクター（地方公共団体の出資比率が25%以上）、地方公共団体自らの負担を伴う事業
補助率等	導入事業：1/2以内 普及啓発事業：定額（限度額2000万円）
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課 TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	クリーンエネルギー自動車普及基盤整備事業費補助【イコステーション2000計画】
対象となる新エネルギーの種類等	クリーンエネルギー自動車のための充電・充填設備の整備
対象者	サービスステーション（SS）設置者
補助率等	設置費：電気自動車用充電設備 3000万円/カ所 天然ガス自動車用充填設備 9000万円/カ所 燃料電池自動車用充填設備 2000万円/カ所 ハイブリッド代替LPガス自動車用充填設備充電設備 5900万円/カ所 運営費：各種設備共通(3年間)約200万円/カ所/年 改造費：電気自動車用充電設備 1100万円/カ所 天然ガス自動車用充填設備 1700万円/カ所 燃料電池自動車用充填設備 700万円/カ所
問合せ先	（財）イコステーション推進協会 TEL.03-3238-7101

支援制度名	先駆的低公害車実用評価事業		
対象となる新エネルギーの種類等	型式認定取得後間もない低公害車		
対象者	流通業、トラック事業、バス事業、タクシー事業、レンタカー事業等		
補助率等	車両価格の1/4		
問合せ先	運輸省 自動車交通局	技術安全保安・環境課 企画課	TEL. 03-3580-3111 (内線 6593) TEL. 03-3580-3111 (内線 6336)

支援制度名	トラックに対する低公害車導入促進事業		
対象となる新エネルギーの種類等	低公害車（電気、天然ガス、メタンル、ハイブリッド） 低公害車用燃料供給施設（メタンル）		
対象者	トラック協会会員である貨物自動車運送事業者		
補助率等	車両（リース）：リース料の1/2以内 （地方公共団体の補助がある場合は調整） （購入）：改造費相当額の1/2以内及びバス車両価格の一部 燃料供給施設（都道府県トラック協会が設置する場合） ：設置費の4/5以内 （トラック事業者が設置する場合） ：設置費の1/10以内		
問合せ先	（社）全日本トラック協会 運輸低公害車普及機構		TEL. 03-5323-7109(代) TEL. 03-3359-8461

支援制度名	運輸事業振興助成交付金制度		
対象となる新エネルギーの種類等	低公害車の導入		
対象者	地方トラック協会に所属する会員		
補助率等	予算の範囲内（軽油の使用実績に応じて財源が決まる）		
問合せ先	自治省 税務局府県税課	TEL. 03-5574-7250	
	（社）全日本トラック協会		TEL. 03-5323-7109(代)

支援制度名	低公害車の導入に係わる地方交付税及び地方債による財源措置		
対象となる新エネルギーの種類等	低公害車の導入（塵芥車、公営バス）		
対象者	地方公共団体		
補助率等	塵芥車 廃棄物処理施設整備事業債（充当率100%）を許可し、該当経費のうち一般車よりも増嵩する経費見合分に対し特別交付税措置を実施 公営バス 一般交通事業債（充当率100%）を許可し、経費の増加分に対して一般会計で負担し、一般会計に対して特別交付税措置を実施		
問合せ先	（塵芥車）自治省 自治大臣官房企画室	TEL. 03-5574-7216	
	（公営バス）自治省 公営企業第一課交通事業係	TEL. 03-5574-7241	

支援制度名	地球温暖化対策地域推進型事業費等補助事業
対象となる新エネルギーの種類等	<p>①率先実行型 地方公共団体が自らの行う事務、事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を削減する事業</p> <p>②技術開発型 地方公共団体が行う温室効果ガス対策の技術開発、調査研究事業</p> <p>③民間部門支援型 地方公共団体が地域住民、事業者が行う地球温暖化対策に対して行う支援等の事業</p> <p>④開発途上国支援型 地方公共団体が地球温暖化対策に関して、途上国の地方行政機関等と国際的な協力を行う事業</p> <p>⑤その他 地球温暖化対策を目的とするその他の事業であって、効果が高く、かつ他の地方公共団体への波及効果が高いと特に認められる事業</p> <p>⑥地域で取り組む地球温暖化対策や推進方針についての計画を策定する事業</p>
対象者	地方公共団体
補助率等	1/2 以内
問合せ先	環境庁 企画調整局地球環境部環境保全対策課 TEL.03-3581-3351

支援制度名	公害健康被害補償予防協会の環境改善事業
対象となる新エネルギーの種類等	<p>地方公共団体が行う、大気汚染の影響による健康被害を防止するために必要な事業</p> <p>①低公害車普及事業 主として対象地域（公健法の旧第1種地域）を走行する自動車に地方公共団体が低公害車を導入（購入またはリース）する際に要する費用の一部を助成</p> <p>②低公害車普及助成事業 主として対象地域を走行する自動車に民間事業者が低公害車を導入する際の費用の一部を地方公共団体が助成する場合、その助成に要する費用の一部を助成</p>
対象者	公害健康被害の補償等に関する法律の旧第1種地域を中心とする地方公共団体（四日市市、楠町他）
補助率等	<p>①普及事業：購入費、リース料を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車、ハイブリッド自動車：車種別定額</li> <li>・天然ガス自動車：リース料の1/2</li> <li>・メタン自動車：車種別定額（リース料）</li> <li>・メタンスタント：定額</li> </ul> <p>②普及助成事業：地方公共団体が民間事業者に助成する場合、その一部（①の1/2）を補助</p>
問合せ先	環境庁 公害健康被害補償予防協会基金事業部助成課 TEL.03-3586-1531

支援制度名	低公害車普及推進事業費補助
対象となる新エネルギーの種類等	低公害車（電気、天然ガス、メタン、ハイブリッド）の5台以上の集中導入燃料等供給施設（充電、天然ガス、メタン）の設置
対象者	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO <sub>x</sub> 総量削減法）で定める特定地域または公害防止計画地域を有する地方公共団体
補助率等	低公害車への改造費：1/2 各低公害車への燃料等供給施設の施設費：1/2
問合せ先	環境庁 大気保全局自動車環境対策第一課 TEL.03-5521-8301

(2) 融資制度

支援制度名	環境保全資金融資
対象となる新エネルギーの種類等	中小企業及び各種組合が行う新エネルギー導入事業 RDF利用設備の設置、自然エネルギー有効利用施設の設置、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、燃料自動車及びハイブリッド自動車）の購入 温暖化防止対策施設の整備等（コージェネレーション等の導入）
対象者	中小企業、事業協同組合等各種組合
貸付条件等	貸付限度額 1企業・組合：5,000万円、ただし運転資金は1,000万円 利率（年利） 貸付利率：1.8%、ただし、保証を付さない場合は2.0% 保証料率：0.7%、ただし、無担保保険にかかる保証料率について、2000年4月1日～2001年3月31日までの間は0.66%とする 貸付期間 設備資金：10年以内（据置時期1年以内を含む） 運転資金：5年以内（据置時期6か月以内を含む）
問合せ先	三重県 農林水産商工部金融経営課 <span style="float: right;">TEL.059-224-2435</span>

支援制度名	環境対策（融資制度）
対象となる新エネルギー及び事業	太陽光発電（出力150kW以上の太陽光発電施設）、燃料電池（出力50kW以上の燃料電池）、風力発電（出力800kW以上の風力発電施設）、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車（電気式・蓄圧式）、天然ガス自動車、燃料自動車、並びにこれらの自動車に必要な燃料供給施設も含む）、再資源化（廃プラスチック類、古紙、金属くず、燃えかす、鋳さい、汚泥、ガラス屑、動植物性残さを再資源化するために必要な設備（廃棄物発電施設及び熱回収設備を含む）、地域冷暖房事業、コージェネ設備（一次エネルギー利用効率60%以上かつ出力50kW以上）の導入
対象者	株式会社等の組織
貸付条件等	融資比率 工事費の30%～50% 利率 2.1% 償還期限 相談の上決定(必要に応じて据置期間の設定が可能)
問合せ先	日本政策投資銀行 <span style="float: right;">TEL.03-3270-3211(代)</span>

支援制度名	石油代替エネルギー資金（エネルギー貸付）
対象となる新エネルギーの種類等	石油代替エネルギーを使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料自動車、コージェネレーションシステム
対象者	・非石油系都市ガス等の石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者 ・ガス事業法に規定する一般ガス事業者であって石油代替エネルギーを供給する者 【その他の条件】 ・資本金1億円以下、従業員300人以下の中小企業 ・卸売業は、資本金3000万円以下か従業員100人以下 ・小売業・サービス業は、資本金1000万円以下か従業員50人以下
貸付条件等	貸付限度額 直接貸付：7億2千万円 代理貸付：1億2千万円 貸付利率 基準利率2.2% ただし、2億7千万円を限度として2.0%（4年目以降は2.1%）または2.1%、特定の設備の取得資金については2.0% 貸付期間 15年以内（据置時期2年以内）
問合せ先	中小企業金融公庫本店 窓口 <span style="float: right;">TEL.03-3270-1282</span> 中小企業融資公庫 各支店

支援制度名	エネルギー貸付
対象となる新エネルギーの種類等	石油代替エネルギーを使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備の導入 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料自動車
対象者	中小企業で石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等を除く）
貸付条件等	融資限度額 7200万円 融資利率 基準金利 3.1% 融資期間 15年以内、(据置期間 2年以内)
問合せ先	国民金融公庫 各支店 相談センター 津支店 TEL.059-227-5211 四日市支店 TEL.0593-52-3121、伊勢支店 TEL.0596-24-5159

### (3) 税制措置

支援制度名	エネルギー需給構造改革投資促進税制
対象となる新エネルギーの種類等	対象時期：1996年4月1日以降対象設備を取得、製作または建設し、その後1年以内に事業の用に供した場合 対象設備：エネルギー有効利用付加設備、地域熱供給設備、電気・ガス需要平準化設備、石油代替エネルギー設備など代替エネルギー関連33設備（貸付の用および電気事業の用に供した場合を除く） (うち新エネルギー関連設備) 太陽光発電設備、風力発電設備、石油代替エネルギー利用型自動車、石油代替エネルギー利用型自動車用燃料供給設備、太陽熱利用装置、排熱利用ボイラ、廃棄物利用装置、燃料電池設備など
対象者	個人、法人
概要	次のいずれか一方を選択して、事業の用に供した年（法人の場合は年度）に適用することが可能 ①当該設備の基準所得額の7%相当額を所得税または法人税から差し引くことができる ②普通償却に加えて当該設備の基準所得額の30%相当額を限度として償却できる
問合せ先	税務署

支援制度名	低公害車用燃料供給設備の固定資産税の軽減
対象となる新エネルギーの種類等	電気自動車、燃料自動車、天然ガス自動車用燃料(電気)供給設備
対象者	個人、法人
概要	電気自動車、燃料自動車、天然ガス自動車用燃料(電気)供給設備について、固定資産税の課税標準額の特別措置を適用 設置年度から3年間課税標準額が2/3に減額
問合せ先	市役所、役場

支援制度名	低公害車に係る自動車取得税率の軽減措置
対象となる新エネルギーの種類	電気自動車、燃料自動車、天然ガス自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車等低公害車
対象者	個人、法人
概要	電気自動車、燃料自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車を対象として自動車取得税を標準税額より2.7%軽減 (税率) 営業用・軽自動車：3%→0.3% 自家用：5%→2.3%
問合せ先	県税事務所

支援制度名	地価税
対象となる新エネルギーの種類等	電気、燃料、天然ガスのスタンドの用の供する土地
対象者	個人、法人
概要	課税価額を 1/2 とする特例措置
問合せ先	税務署

支援制度名	特別土地保有税の非課税制度
対象となる新エネルギーの種類等	電気自動車、燃料自動車、天然ガス自動車用燃料(電気)供給設備
対象者	個人、法人
概要	電気自動車、燃料自動車、天然ガス自動車用燃料(電気)供給設備について、特別土地保有税を非課税とする
問合せ先	市役所、役場

支援制度名	法人税
対象となる新エネルギーの種類等	①低公害車の導入及びこれらに係る燃料供給施設の設置 ②特定自動車排出基準非適合車を基準適合車に取替える
対象者	法人
概要	①低公害車(ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料自動車、圧縮天然ガス自動車)の普及促進を図るため、これらの低公害車を購入する場合及びこれらに係る燃料供給施設を設置する場合、特別償却又は税額控除の特例措置を適用する ②「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車 NO <sub>x</sub> 総量削減法)で定める特定地域において、特定自動車排出基準非適合車を基準適合車に取替える場合、特別償却又は税額控除の特例措置を適用する ・法人税特別償却 30/100 ・法人税税額控除 7/100
問合せ先	税務署

## 5 コージェネレーション、燃料電池

### (1) 補助事業

支援制度名	先導的エネルギー-使用合理化設備導入モデル事業	
対象となる新エネルギー-の種類等	ガス-ヒ-ン導入やコ-ジェネレーションシステム等の高効率型システムの導入	
対象者	民間事業者等(これまで相当程度省エネ努力を行ってきた工場・事業所)	
補助率等	1/3 以内	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー-部エネルギー-対策課 新エネルギー-・産業技術総合開発機構 (NEDO) 新エネルギー-導入促進部導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	地域新エネルギー-導入促進事業	
対象となる新エネルギー-の種類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー-導入事業または省エネルギー-普及事業</li> <li>①太陽光発電 (原則としてシステム出力 150kW 以上) ②風力発電 ③太陽熱</li> <li>④温度差エネルギー- ⑤天然ガスコ-ジェネレーション ⑥燃料電池 ⑦廃棄物発電</li> <li>⑧廃棄物熱利用 ⑨廃棄物燃料製造 ⑩クリーンエネルギー-自動車</li> <li>⑪省エネルギー-普及事業</li> <li>・新エネルギー-導入促進普及啓発事業または省エネルギー-普及促進普及啓発事業 (最大 4 年間)</li> </ul> <p>【募集時期】 3月～4月頃</p>	
対象者	地方公共団体、第三セクター (地方公共団体の出資比率が 25%以上)、地方公共団体自らの負担を伴う事業	
補助率等	導入事業：1/2 以内 普及啓発事業：定額 (限度額 2000 万円)	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー-部エネルギー-対策課 新エネルギー-・産業技術総合開発機構 (NEDO) 新エネルギー-導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	新エネルギー-事業者支援事業	
対象となる新エネルギー-の種類等	太陽光発電、風力発電、太陽熱、温度差エネルギー-、天然ガスコ-ジェネレーション、燃料電池、廃棄物発電の導入、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造	
	【募集時期】 計画認定：随時 補助金申請：3月～4月頃	
対象者	民間事業者等 (今後、法人を設立しようとする者を含む)	
補助率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>①補助金 1/3 以内</li> <li>②債務保証 対象比率 90%(新エネルギー-・産業技術総合開発機構により実施)</li> <li>③中小企業設備近代化資金の貸付及び償還時期の特例 設備近代化資金貸付 原則として 1 企業当たり 50～4000 万円、貸付率は 1/2 以内、利率は無利子設備貸付 一般設備は 100～3500 万円、ハイテク・情報機器等設備は 1500～6000 万円、 設備貸与の割賦：貸与損料 2.75～3.25%/年、リース：5.5%/年程度 償還時期：7 年以内</li> </ul>	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー-部エネルギー-対策課 新エネルギー-・産業技術総合開発機構 (NEDO) 新エネルギー-導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	災害対応型給油所普及事業	
対象となる新エネルギーの種類等	太陽光発電設備、コージェネレーション発電設備の導入	
対象者	揮発油販売業者等	
補助率等	太陽光発電設備：1/3（上限 1,733 万 3,000 円/1 ケ所） コージェネレーション設備：1/5（上限 500 万円/1 ケ所）	
問合せ先	通商産業省資源エネルギー庁 石油部流通課 中部通商産業局 資源エネルギー部石油課	TEL.03-3501-1320 TEL.052-951-2781

支援制度名	先導的高効率エネルギー利用型建築物エネルギー事業	
対象となる新エネルギーの種類等	以下に示すエネルギー効率化技術を単独、あるいは複合させて導入した建築物において、当該技術の導入によって概ね 30%以上の省エネルギーが見込まれる場合 ①太陽エネルギー利用：太陽電池システム、太陽熱温水器、アクティブソーラーシステム、パッシブソーラーシステム、その他 ②太陽熱回収利用 ③排熱回収技術 ④地下水熱・土壌熱利用 ⑤廃棄物熱利用 ⑥コージェネレーションシステム	
対象者	地方公共団体及び民間事業者等	
補助率等	エネルギー効率化技術の導入に要する経費（工事費等含む）の 1/3	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 通商産業省 生活産業局住宅産業課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3501-9255

支援制度名	次世代都市整備推進事業	
対象となる新エネルギーの種類等	都市機能が集積しているかまたは集積が見込まれており、次世代都市のためのパワロフト事業の実施効果が見込まれる都市に対する、以下の新エネルギーシステムの導入 ①自然エネルギー活用システム：太陽光等の自然エネルギーを収集、運搬、制御することにより都市のエネルギーとして活用するシステム ②都市エネルギー活用システム：コージェネレーション、地下鉄発熱等の有効利用等	
対象者	地方公共団体、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団等	
補助率等	1/3（ただし、民間事業はまたは地方住宅供給公社が施行者の場合にあっては、地方公共団体が補助する額の 1/2 以内かつ対象事業費の 1/3 以内）	
問合せ先	建設省 都市局区画整理課	TEL.03-3580-4311(代)

支援制度名	環境を考慮した学校施設の整備推進に関するパワロフト・モデル事業（エコスクール事業）	
対象となる新エネルギーの種類等	公立学校施設での太陽光発電等の新エネルギーの導入	
対象者	地方自治体	
補助率等	調査研究経費：定額 建物等の整備費：1/2 以内（新增築）、1/3 以内（改築・大規模改修）	
問合せ先	文部省 大臣官房文教施設部指導課・教育助成局施設助成課 通商産業省資源エネルギー庁 石炭・新エネルギー部新エネルギー対策課	TEL.03-3581-4211(代) TEL.03-3501-4031

支援制度名	私立学校エコスクール整備推進エネルギー事業	
対象となる新エネルギーの種類等	私立の高等学校、中学校、小学校及び盲・聾・養護学校での新エネルギーの導入	
対象者	私立小学校、中学校、高等学校を運営する学校法人	
補助率等	1/3 以内（原則として、1 校あたり 1 千万円以上 2 億円以下）	
問合せ先	文部省 高等教育局私学部私学助成課 通商産業省資源エネルギー庁 石炭・新エネルギー部新エネルギー対策課	TEL.03-3581-4211(代) TEL.03-3501-4031



支援制度名	地球温暖化対策地域推進エネルギー事業費等補助事業
対象となる新エネルギーの種類等	<p>①率先実行型 地方公共団体が自らの行う事務、事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を削減する事業</p> <p>②技術開発型 地方公共団体が行う温室効果ガス対策の技術開発、調査研究事業</p> <p>③民間部門支援型 地方公共団体が地域住民、事業者が行う地球温暖化対策に対して行う支援等の事業</p> <p>④開発途上国支援型 地方公共団体が地球温暖化対策に関して、途上国の地方行政機関等と国際的な協力を行う事業</p> <p>⑤その他 地球温暖化対策を目的とするその他の事業であって、効果が高く、かつ他の地方公共団体への波及効果が高いと特に認められる事業</p> <p>⑥地域で取り組む地球温暖化対策や推進方針についての計画を策定する事業</p>
対象者	地方公共団体
補助率等	1/2 以内
問合せ先	環境庁 企画調整局地球環境部環境保全対策課 TEL.03-3581-3351

## (2) 融資制度

支援制度名	環境保全資金融資
対象となる新エネルギーの種類等	<p>中小企業及び各種組合が行う新エネルギー導入事業</p> <p>RDF利用設備の設置、自然エネルギー有効利用施設の設置、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車）の購入</p> <p>温暖化防止対策施設の整備等（コージェネレーション等の導入）</p>
対象者	中小企業、事業協同組合等各種組合
貸付条件等	<p>貸付限度額</p> <p>1 企業・組合：5,000 万円、ただし運転資金は 1,000 万円</p> <p>利率（年利）</p> <p>貸付利率：1.8%、ただし、保証を付さない場合は 2.0%</p> <p>保証料率：0.7%、ただし、無担保保険にかかる保証料率について、2000 年 4 月 1 日～2001 年 3 月 31 日までの間は 0.66%とする</p> <p>貸付期間</p> <p>設備資金：10 年以内（据置時期 1 年以内を含む）</p> <p>運転資金：5 年以内（据置時期 6 か月以内を含む）</p>
問合せ先	三重県 農林水産商工部金融経営課 TEL.059-224-2435

支援制度名	地域エネルギー開発利用事業及び発電事業普及促進融資
対象となる新エネルギーの種類等	太陽、風力、バイオマス等の自然エネルギーや、排熱・廃棄物エネルギー等の地域エネルギーを利用した以下の事業 ①地域エネルギー開発利用事業 (地熱利用事業、排熱利用事業、温度差熱利用事業、廃棄物利用事業) ②地域エネルギー開発利用発電事業 (風力発電事業、太陽光発電事業、地熱発電事業、排熱利用発電事業、廃棄物利用発電事業) 【募集時期】 4月～翌1月 取扱金融機関の本支店で受け付ける
対象者	地方公共団体、第三セクター、民間事業者、組合等
貸付条件等	融資額 廃棄物利用事業、地熱発電事業：3億円以下 風力・太陽光発電事業、排熱・廃棄物利用発電事業：4億円以下 地熱・排熱・温度差熱利用事業：5億円以下 複合利用事業：5億円以下 利率 長期貸出最優遇金利に年0.5%を加えた利率から利子補給率を減じた利率以下 利子補給率 年利((契約時の借入金利)÷2)% (ただし、3%を上限) 償還期限 貸付側金融機関の審査による 取扱金融機関 都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行 信用金庫、農林中央金庫、商工中金
問合せ先	財団法人新エネルギー財団 導入促進本部業務部 TEL.03-5275-9823

支援制度名	農林漁業施設資金(環境保全型農業推進)
対象となる新エネルギーの種類等	以下の施設の改良等にもなう新エネルギーの導入 ①畜産経営環境保全施設 畜舎、排水施設、農作物処理加工施設、農作物保管貯蔵施設等 ②その他の施設 農舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥・農作物育成管理施設等
対象者	①農業を営む者であって、環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村長の認定を受けた者 ②農業協同組合(①に掲げる者へ転貸する場合に限る)
貸付条件等	貸付限度額 ①畜産経営環境保全施設 (1)補助事業 貸付を受ける者の負担する額(注1)の80% (「特認」(注2)0.9)に相当する額 (2)非補助事業 次のiまたはiiのいずれか低い額 i 貸付を受ける者の負担する額の80% (「特認」0.9)に相当する額 ii 個人3500万円 (「特認」1億円)、法人7000万円 (「特認」3億円) ②その他の施設 次のiまたはiiのいずれか低い額 (ただし補助事業および「特別振興事業」はiのみを適用) i 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ii 300万円 利率 2.1% (2000年3月末現在) 償還期限 15年以内 (据置3年以内) (注1) 貸付対象事業費-国庫補助金 (注2) 「特認」とは、「経営環境保全計画」が次の要件のいずれかに該当する場合を指す ・技術開発の成果に基づき、高性能の環境保全施設の導入を図る計画 ・環境保全のため、家畜飼養施設を他の土地に移転し、資本整備の拡充更新を図る計画
問合せ先	農林漁業金融公庫 融資第一部 TEL.03-3270-4114

支援制度名	環境対策（融資制度）
対象となる新エネルギー及び事業	太陽光発電（出力 150kW 以上の太陽光発電施設）、燃料電池（出力 50kW 以上の燃料電池）、風力発電（出力 800kW 以上の風力発電施設）、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車（電気式・蓄圧式）、天然ガス自動車、メタン自動車、並びにこれらの自動車に必要な燃料供給施設も含む）、再資源化（廃プラスチック類、古紙、金属くず、燃えかす、鉱さい、汚泥、ガス屑、動植物性残さを再資源化するために必要な設備（廃棄物発電施設及び熱回収設備を含む）、地域冷暖房事業、コージェネ設備（一次エネルギー利用率 60% 以上かつ出力 50kW 以上）の導入
対象者	株式会社等の組織
貸付条件等	融資比率 工事費の 30%～50% 利率 2.1% 償還期限 相談の上決定(必要に応じて据置期間の設定が可能)
問合せ先	日本政策投資銀行 <span style="float: right;">TEL.03-3270-3211(代)</span>

支援制度名	石油代替エネルギー-資金（エネルギー-貸付）
対象となる新エネルギーの種類等	石油代替エネルギー-を使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー-熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタン自動車、コージェネレーションシステム
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非石油系都市ガス等の石油代替エネルギー-を使用するために必要な設備を設置する者</li> <li>・ガス事業法に規定する一般ガス事業者であって石油代替エネルギー-を供給する者</li> </ul> 【その他の条件】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金 1 億円以下、従業員 300 人以下の中小企業</li> <li>・卸売業は、資本金 3000 万円以下か従業員 100 人以下</li> <li>・小売業・サービス業は、資本金 1000 万円以下か従業員 50 人以下</li> </ul>
貸付条件等	貸付限度額 直接貸付：7 億 2 千万円 代理貸付：1 億 2 千万円 貸付利率 基準利率 2.2% ただし、2 億 7 千万円を限度として 2.0%（4 年目以降は 2.1%）または 2.1%、特定の設備の取得資金については 2.0% 貸付期間 15 年以内（据置時期 2 年以内）
問合せ先	中小企業金融公庫本店 窓口 <span style="float: right;">TEL.03-3270-1282</span> 中小企業融資公庫 各支店

支援制度名	省エネルギー資金（環境対策貸付）
対象となる新エネルギーの種類等	コージェネレーションシステム等の導入
対象者	①エネルギーの有効利用に資する設備を設置する者 ②エネルギー等の仕様の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に基づく認定計画を実施するために必要な設備の導入を行う者 ③旧式汎用エネルギー消費設備の更新等を行うもの 【その他の条件】 資本金1億円以下、従業員300人以下の中小企業 卸売業は、資本金3000万円以下か従業員100人以下 小売業・サービス業は、資本金1000万円以下か従業員50人以下
貸付条件等	貸付限度額 直接貸付：7億2千万円 代理貸付：1億2千万円 貸付利率 基準利率2.2% ただし、2億7千万円を限度として ①については2.1% ②については2.0% ③については2.0% 貸付期間 15年以内（据置時期2年以内）
問合せ先	中小企業金融公庫本店 窓口 中小企業融資公庫 各支店 TEL.03-3270-1282

支援制度名	エネルギー貸付
対象となる新エネルギーの種類等	石油代替エネルギーを使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備の導入 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタン自動車
対象者	中小企業で石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者 （金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等を除く）
貸付条件等	融資限度額 7200万円 融資利率 基準金利 3.1% 融資期間 15年以内、（据置期間 2年以内）
問合せ先	国民金融公庫 各支店 相談センター 津支店 TEL.059-227-5211 四日市支店 TEL.0593-52-3121、伊勢支店 TEL.0596-24-5159

(3) 税制措置

支援制度名	エネルギー需給構造改革投資促進税制
対象となる新エネルギーの種類等	対象時期：1996年4月1日以降対象設備を取得、製作または建設し、その後1年以内に事業の用に供した場合 対象設備：エネルギー有効利用付加設備、地域熱供給設備、電気・ガス需要平準化設備、石油代替エネルギー設備など代替エネルギー関連33設備（貸付の用および電気事業の用に供した場合を除く） （うち新エネルギー関連設備） 太陽光発電設備、風力発電設備、石油代替エネルギー利用型自動車、石油代替エネルギー利用型自動車用燃料供給設備、太陽熱利用装置、排熱利用装置、廃棄物利用装置、燃料電池設備など
対象者	個人、法人
概要	次のいずれか一方を選択して、事業の用に供した年（法人の場合は年度）に適用することが可能 ①当該設備の基準所得額の7%相当額を所得税または法人税から差し引くことができる ②普通償却に加えて当該設備の基準所得額の30%相当額を限度として償却できる
問合せ先	税務署

## 6 その他

### (1) 補助事業

支援制度名	商店街・商業集積活性化事業
対象となる新エネルギーの種類等	アークド、駐車場、コミュニティ・ホール等への太陽光発電などの新エネルギーの導入
対象者	商店街振興組合、事業協同組合、街づくり会社等
補助率	<p>①中心市街地における施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街・商業集積活性化事業</li> <li>市町村が1/2以上出資した中小第三セクター：1/2（限度額7.5億円）</li> <li>市町村が1/4以上出資した中小第三セクター・TMO：1/3（限度額5億円）</li> <li>TMO・商店街振興組合連合会：1/3（限度額4億円）</li> <li>商店街振興組合等：1/4（限度額3億円）</li> </ul> <li>・商業・サービス業集積関連施設整備事業</li> <li>地方公共団体・一定の第三セクター（地方公共団体が資本金の過半を出資した第三セクター）：1/2</li> <li>第三セクター：1/4</li> <p>②その他の地域における施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街・商業集積活性化事業</li> <li>商店街振興組合、第三セクター：1/4（限度額1.5億円、ハサージュ事業2億円）</li> </ul>
問合せ先	通商産業省中小企業庁 小規模企業部小売商業課 TEL.03-3501-1511(代)

支援制度名	地域新エネルギー導入促進事業
対象となる新エネルギーの種類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー導入事業または省エネルギー普及事業</li> <li>①太陽光発電（原則としてシステム出力150kW以上） ②風力発電 ③太陽熱</li> <li>④温度差エネルギー ⑤天然ガスコージェネレーション ⑥燃料電池 ⑦廃棄物発電</li> <li>⑧廃棄物熱利用 ⑨廃棄物燃料製造 ⑩クリーンエネルギー自動車</li> <li>⑪省エネルギー普及事業</li> <li>・新エネルギー導入促進普及啓発事業または省エネルギー普及促進普及啓発事業（最大4年間）</li> <li>【募集時期】</li> <li>3月～4月頃</li> </ul>
対象者	地方公共団体、第三セクター（地方公共団体の出資比率が25%以上）、地方公共団体自らの負担を伴う事業
補助率等	導入事業：1/2以内 普及啓発事業：定額（限度額2000万円）
問合せ先	<p>中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 TEL.052-951-2775</p> <p>新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）</p> <p>新エネルギー導入促進部導入企画課 TEL.03-3987-9367</p>

支援制度名	新エネルギー事業者支援事業	
対象となる新エネルギーの種類等	太陽光発電、風力発電、太陽熱、温度差エネルギー、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、廃棄物発電の導入、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造 【募集時期】 計画認定：随時 補助金申請：3月～4月頃	
対象者	民間事業者等（今後、法人を設立しようとする者を含む）	
補助率等	①補助金 1/3以内 ②債務保証 対象比率90%(新エネルギー・産業技術総合開発機構により実施) ③中小企業設備近代化資金の貸付及び償還時期の特例 設備近代化資金貸付 原則として1企業当たり50～4000万円、貸付率は1/2以内、利率は無利子 設備貸付 一般設備は100～3500万円、IT・情報機器等設備は1500～6000万円、 設備貸与の割賦：貸与損料2.75～3.25%/年、リース：5.5%/年程度 償還時期：7年以内	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	地域新エネルギービジョン等策定事業	
対象となる新エネルギーの種類等	地域新エネルギー・省エネルギービジョンの初期段階調査及び策定調査 【募集時期】 3月～4月頃	
対象者	地方公共団体または地方公共団体の出資に係る法人	
補助率等	定額（100%）	
問合せ先	新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課 中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課	TEL.03-3987-9367 TEL.052-951-2775

支援制度名	新エネルギー導入アドバイザー事業	
対象となる新エネルギーの種類等	新エネルギー技術や導入に関する情報提供や、導入可能な新エネルギーの紹介・導入システムに関する助言等新エネルギー技術を有効に活用できるようにアドバイザーを行う ①各種説明会の開催 新エネルギーの技術開発の現状、導入事例、助成措置等を紹介する説明会や開催 ②相談業務 一般的な新エネルギーに関する情報提供、導入事例等の紹介 具体的な導入構想に対し、個別のニーズに応じて必要な情報の提供 ③専門家の派遣 各種プロジェクト（都市開発、地域開発、熱供給事業等）に対し、構想の計画の内容に応じて、新エネルギー及び省エネルギー技術を有効に活用できるよう体系的にアドバイザーする（技術アドバイザー、可能性調査への協力、支援制度の紹介、制度手続等の助言等）	
対象者	地方公共団体、民間事業者等	
補助率等	-	
問合せ先	新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課	TEL.03-3987-9367

支援制度名	先導的高効率エネルギー利用型建築物エネルギー事業
対象となる新エネルギーの種類等	以下に示すエネルギー効率化技術を単独、あるいは複合させて導入した建築物において、当該技術の導入によって概ね30%以上の省エネルギーが見込まれる場合 ①太陽エネルギー利用：太陽電池システム、太陽熱温水器、アクティブソーラーシステム、パッシブソーラーシステム、その他 ②太陽熱回収利用 ③排熱回収技術 ④地下水熱・土壌熱利用 ⑤廃棄物熱利用 ⑥ジョージェネレーションシステム
対象者	地方公共団体及び民間事業者等
補助率等	エネルギー効率化技術の導入に要する経費（工事費等含む）の1/3
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 TEL.052-951-2775 通商産業省 生活産業局住宅産業課 TEL.03-3501-9255

支援制度名	次世代都市整備推進事業
対象となる新エネルギーの種類等	都市機能が集積しているかまたは集積が見込まれており、次世代都市のためのパイロット事業の実施効果が見込まれる都市に対する、以下の新エネルギーシステムの導入 ①自然エネルギー活用システム：太陽光等の自然エネルギーを収集、運搬、制御することにより都市のエネルギーとして活用するシステム ②都市エネルギー活用システム：ジョージェネレーション、地下鉄発熱等の有効利用等
対象者	地方公共団体、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団等
補助率等	1/3（ただし、民間事業はまたは地方住宅供給公社が施行者の場合にあっては、地方公共団体が補助する額の1/2以内かつ対象事業費の1/3以内）
問合せ先	建設省 都市局区画整理課 TEL.03-3580-4311(代)

支援制度名	熱利用下水道エネルギー事業
対象となる新エネルギーの種類等	下水熱利用システムの導入
対象者	地方公共団体
補助率等	1/2
問合せ先	建設省 公共下水道課 TEL.03-5251-1864

支援制度名	省資源・省エネルギー公園の整備
対象となる新エネルギーの種類等	エネルギーの有効利用に資する都市公園を整備する場合 災害時にも機能する太陽電池を活用した照明やゴミ焼却場より発生する熱源等を利用した温水利用型健康運動施設の整備等太陽光、風力、その他の未利用エネルギーを利用したシステムの導入
対象者	地方公共団体、第三セクター等
補助率等	施設：1/2 用地：1/3
問合せ先	建設省 都市局公園緑地課 TEL.03-3580-4311(代)



支援制度名	地球温暖化対策地域推進エネルギー事業費等補助事業
対象となる新エネルギーの種類等	①率先実行型 地方公共団体が自らの行う事務、事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を削減する事業 ②技術開発型 地方公共団体が行う温室効果ガス対策の技術開発、調査研究事業 ③民間部門支援型 地方公共団体が地域住民、事業者が行う地球温暖化対策に対して行う支援等の事業 ④開発途上国支援型 地方公共団体が地球温暖化対策に関して、途上国の地方行政機関等と国際的な協力を行う事業 ⑤その他 地球温暖化対策を目的とするその他の事業であって、効果が高く、かつ他の地方公共団体への波及効果が高いと特に認められる事業 ⑥地域で取り組む地球温暖化対策や推進方針についての計画を策定する事業
対象者	地方公共団体
補助率等	1/2 以内
問合せ先	環境庁 企画調整局地球環境部環境保全対策課 TEL.03-3581-3351

(2) 融資制度

支援制度名	環境保全資金融資
対象となる新エネルギーの種類等	中小企業及び各種組合が行う新エネルギー導入事業 R D F 利用設備の設置、自然エネルギー有効利用施設の設置、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、燃料自動車及びハイブリッド自動車）の購入 温暖化防止対策施設の整備等（コージェネレーション等の導入）
対象者	中小企業、事業協同組合等各種組合
貸付条件等	貸付限度額 1 企業・組合：5,000 万円、ただし運転資金は 1,000 万円 利率（年利） 貸付利率：1.8%、ただし、保証を付さない場合は 2.0% 保証料率：0.7%、ただし、無担保保険にかかる保証料率について、2000 年 4 月 1 日～2001 年 3 月 31 日までの間は 0.66%とする 貸付期間 設備資金：10 年以内（据置時期 1 年以内を含む） 運転資金：5 年以内（据置時期 6 か月以内を含む）
問合せ先	三重県 農林水産商工部金融経営課 TEL.059-224-2435

支援制度名	地域エネルギー開発利用事業及び発電事業普及促進融資
対象となる新エネルギーの種類等	太陽、風力、バイオマス等の自然エネルギーや、排熱・廃棄物エネルギー等の地域エネルギーを利用した以下の事業 ①地域エネルギー開発利用事業 (地熱利用事業、排熱利用事業、温度差熱利用事業、廃棄物利用事業) ②地域エネルギー開発利用発電事業 (風力発電事業、太陽光発電事業、地熱発電事業、排熱利用発電事業、廃棄物利用発電事業) 【募集時期】 4月～翌1月 取扱金融機関の本店で受け付ける
対象者	地方公共団体、第三者、民間事業者、組合等
貸付条件等	融資額 廃棄物利用事業、地熱発電事業：3億円以下 風力・太陽光発電事業、排熱・廃棄物利用発電事業：4億円以下 地熱・排熱・温度差熱利用事業：5億円以下 複合利用事業：5億円以下 利率 長期貸出最優遇金利に年0.5%を加えた利率から利子補給率を減じた利率以下 利子補給率 年利（契約時の借入金利）÷2）%（ただし、3%を上限） 償還期限 貸付側金融機関の審査による 取扱金融機関 都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行 信用金庫、農林中央金庫、商工中金
問合せ先	財団法人新エネルギー財団 導入促進本部業務部 TEL.03-5275-9823

支援制度名	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）
対象となる新エネルギーの種類等	以下の施設の改良等にもなう新エネルギーの導入 ①畜産経営環境保全施設 畜舎、排水施設、農作物処理加工施設、農作物保管貯蔵施設等 ②その他の施設 農舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥・農作物育成管理施設等
対象者	①農業を営む者であって、環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村長の認定を受けた者 ②農業協同組合（①に掲げる者へ転貸する場合に限る）
貸付条件等	貸付限度額 ①畜産経営環境保全施設 (1)補助事業 貸付を受ける者の負担する額（注1）の80%（「特認」 <sup>(注2)</sup> 0.9）に相当する額 (2)非補助事業 次のiまたはiiのいずれか低い額 i 貸付を受ける者の負担する額の80%（「特認」0.9）に相当する額 ii 個人3500万円（「特認」1億円）、法人7000万円（「特認」3億円） ②その他の施設 次のiまたはiiのいずれか低い額（ただし補助事業および「特別振興事業」はiのみを適用） i 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ii 300万円 利率 2.1%（2000年3月末現在） 償還期限 15年以内（据置3年以内）  （注1）貸付対象事業費－国庫補助金 （注2）「特認」とは、「経営環境保全計画」が次の要件のいずれかに該当する場合を指す ・技術開発の成果に基づき、高性能の環境保全施設の導入を図る計画 ・環境保全のため、家畜飼養施設を他の土地に移転し、資本整備の拡充更新を図る計画
問合せ先	農林漁業金融公庫 融資第一部 TEL.03-3270-4114

支援制度名	環境対策（融資制度）
対象となる新エネルギー及び事業	太陽光発電（出力 150kW 以上の太陽光発電施設）、燃料電池（出力 50kW 以上の燃料電池）、風力発電（出力 800kW 以上の風力発電施設）、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車（電気式・蓄圧式）、天然ガス自動車、メタン自動車、並びにこれらの自動車に必要な燃料供給施設も含む）、再資源化（廃プラスチック類、古紙、金属くず、燃えかす、鉱さい、汚泥、ガラス屑、動植物性残さを再資源化するために必要な設備（廃棄物発電施設及び熱回収設備を含む））、地域冷暖房事業、コージェネ設備（一次エネルギー利用率 60%以上かつ出力 50kW 以上）の導入
対象者	株式会社等の組織
貸付条件等	融資比率 工事費の 30%～50% 利率 2.1% 償還期限 相談の上決定(必要に応じて据置期間の設定が可能)
問合せ先	日本政策投資銀行 <span style="float: right;">TEL.03-3270-3211(代)</span>

支援制度名	石油代替エネルギー-資金（エネルギー-貸付）
対象となる新エネルギーの種類等	石油代替エネルギー-を使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー-熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタン自動車、コージェネレーションシステム
対象者	・非石油系都市ガス等の石油代替エネルギー-を使用するために必要な設備を設置する者 ・ガス事業法に規定する一般ガス事業者であって石油代替エネルギー-を供給する者 【その他の条件】 ・資本金 1 億円以下、従業員 300 人以下の中小企業 ・卸売業は、資本金 3000 万円以下か従業員 100 人以下 ・小売業・サービス業は、資本金 1000 万円以下か従業員 50 人以下
貸付条件等	貸付限度額 直接貸付：7 億 2 千万円 代理貸付：1 億 2 千万円 貸付利率 基準利率 2.2% ただし、2 億 7 千万円を限度として 2.0%（4 年目以降は 2.1%）または 2.1%、特定の設備の取得資金については 2.0% 貸付期間 15 年以内（据置時期 2 年以内）
問合せ先	中小企業金融公庫本店 窓口 <span style="float: right;">TEL.03-3270-1282</span> 中小企業融資公庫 各支店

支援制度名	エネルギー-貸付
対象となる新エネルギーの種類等	石油代替エネルギー-を使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備の導入 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー-熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタン自動車
対象者	中小企業で石油代替エネルギー-を使用するために必要な設備を設置する者（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等を除く）
貸付条件等	融資限度額 7200 万円 融資利率 基準金利 3.1% 融資期間 15 年以内、(据置期間 2 年以内)
問合せ先	国民金融公庫 各支店 相談センター 津支店 TEL.059-227-5211 四日市支店 TEL.0593-52-3121、伊勢支店 TEL.0596-24-5159

(3) 税制措置

支援制度名	エネルギー需給構造改革投資促進税制
対象となる新エネルギーの種類等	対象時期：1996年4月1日以降対象設備を取得、製作または建設し、その後1年以内に事業の用に供した場合 対象設備：エネルギー有効利用付加設備、地域熱供給設備、電気・ガス需要平準化設備、石油代替エネルギー設備など代替エネルギー関連33設備（貸付の用および電気事業の用に供した場合を除く） （うち新エネルギー関連設備） 太陽光発電設備、風力発電設備、石油代替エネルギー利用型自動車、石油代替エネルギー利用型自動車用燃料供給設備、太陽熱利用装置、排熱利用ボイラー、廃棄物利用装置、燃料電池設備など
対象者	個人、法人
概要	次のいずれか一方を選択して、事業の用に供した年（法人の場合は年度）に適用することが可能 ①当該設備の基準所得額の7%相当額を所得税または法人税から差し引くことができる ②普通償却に加えて当該設備の基準所得額の30%相当額を限度として償却できる
問合せ先	税務署